

平成16年度診療報酬主要改定項目 検討状況

歯科診療報酬

- ① 歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価
 - かかりつけ歯科医機能の評価の充実
 - ・かかりつけ歯科医再診料等の見直し
 - 高次歯科医療を担う病院歯科機能の充実及び連携の推進
 - ・病院歯科機能における初診時の治療計画書等の情報提供の評価
 - ・医科の関連科との連携の評価
 - 全身疾患を有する患者に対する総合的医療管理の評価
 - ・一定の全身疾患を有する患者に対する総合的医療管理の評価
 - 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置治療の評価
 - ・医科医療機関からの依頼による口腔内装置治療の評価
- ② う蝕や歯周疾患等の重症化予防
 - 混合歯列期における歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価
 - ・混合歯列期にある患者への歯肉炎等の継続管理治療の評価
 - 歯周疾患のメンテナンス治療の充実
 - ・長期にわたるメンテナンス治療において外科手術等の評価
 - ・ブリッジにおけるポンティック部の維持管理の評価
 - ・有床義歯の長期維持管理の充実
- ③ 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価
 - 歯科訪問診療の質の向上と適正化
 - ・かかりつけ歯科医の地域の病院歯科等との連携による歯科訪問診療の評価
 - ・歯科訪問診療の対象者等の見直し
 - 訪問歯科衛生指導の適正評価
 - ・歯科訪問診療の結果に基づく訪問歯科衛生指導の充実、算定要件の整理
- ④ その他
 - 歯及び補綴物の長期維持に関する基本的技術の評価、補綴における診断設計の充実等にかかる技術の評価

- ・ 歯髄保護治療の評価の充実
- ・ 根管治療に対する適正評価
- ・ 歯冠修復・補綴物の製作に関する技術の適正評価
- 有床義歯調整指導の評価の見直し
 - ・ 有床義歯の長期維持に資する技術の評価
- 有床義歯修理、ブリッジの装着の評価の見直し
 - ・ 有床義歯修理に係る装着料の適正評価
 - ・ ブリッジの支台装置の装着料の包括化
- 歯周治療の評価の見直し
 - ・ 同一部位に対する複数回歯周基本治療の評価の適正化
- 矯正治療の適応疾患の見直し
 - ・ 先天性疾患に起因する咬合異常で矯正治療の必要性が高いものの追加
- 一般、老人歯科診療報酬の評価の見直し
 - ・ 有床義歯指導料、装着料、咬合採得料等の一般・老人歯科診療報酬の統合
- 医科関連項目の見直し

かかりつけ歯科医機能の評価の充実 (より良い歯科医療を目指すための機能評価)

1 現状、課題及び趣旨

- 患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を評価した「かかりつけ歯科医初診料」について、さらに患者の視点を重視したより効果的な情報提供等の推進を図ることにより、継続的な歯科医学的管理の充実を図るとともに、かかりつけ歯科医機能による技術の適正評価を行う。

(参考)

かかりつけ歯科医初診料 270点 (歯科初診料 180点)

かかりつけ歯科医再診料 40点 (歯科再診料 38点)

[算定要件]

- ・ 初診時に患者の同意を得て、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する治療計画を策定し、スタディモデル等の患者説明用資料を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合。

[届出状況等]

- かかりつけ歯科医初診料の届出状況 (H14.7.1 現在)

届出医療機関数 59,863 施設 (89.2%)

- 初診におけるかかりつけ歯科医初診料算定割合 (H14 社会医療)

48.8%

2 具体的内容

患者の視点を重視した情報提供の推進及び継続的な歯科医学的管理の充実を図る観点から適正評価を行う。

- ① 再診時における治療の進行状況等や次回の治療内容等に関する患者の視点を重視した情報提供の充実に係る適正評価。

- ・ 再診時毎における治療の流れや次回の治療内容等の説明
- ・ 治療内容等を説明するための「患者説明用資料」の充実

かかりつけ歯科医再診料 40点 → 点

- ② 特掲診療料におけるかかりつけ歯科医機能の適正評価

- ・ 継続的な歯科医学的管理の観点から、初期齲蝕治療等に関する評価についてかかりつけ歯科医機能の推進を図る。

(初期齲蝕小窩裂溝填塞処置、齲蝕歯即時充填処置等の継続管理加算の対象をかかりつけ歯科医初診料算定者に限定)

混合歯列期における歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 歯周疾患は混合歯列期、すなわち乳歯列から永久歯列へと順次歯が萌出交換する時期に口腔衛生管理等が不十分であると、歯肉炎を発症し成人期には歯周炎へと重症化することが知られている。
- しかしながら現在、混合歯列期の歯肉炎等の継続管理治療等に対する明確な治療管理システムが無いとため、歯肉炎が重症化して歯周炎に移行している場合もあるため、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において有効性が確認された混合歯列期の歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価を行い、歯周疾患のメンテナンス治療と併せて、生涯を通じた齲蝕や歯周疾患等の継続管理治療システムの充実を図る。

2. 具体的内容

初診から3か月以上経過した歯肉炎以外の治療が終了し病状安定が得られているおおむね6～15歳の混合歯列期にある患者に対し、患者の同意に基づき継続管理計画を策定し、1～3月毎の歯肉炎等の継続管理治療を行う新たな治療体系の評価を行う。

・ 歯科口腔継続管理治療診断料（新設）

点

〔具体的内容〕

- ・ 混合歯列期の歯肉炎の継続管理治療の必要性の判断
- ・ 歯科衛生士等が配置されているかかりつけ歯科医初診料届出施設

・ 歯科口腔継続管理総合診療料（新設）

点／月

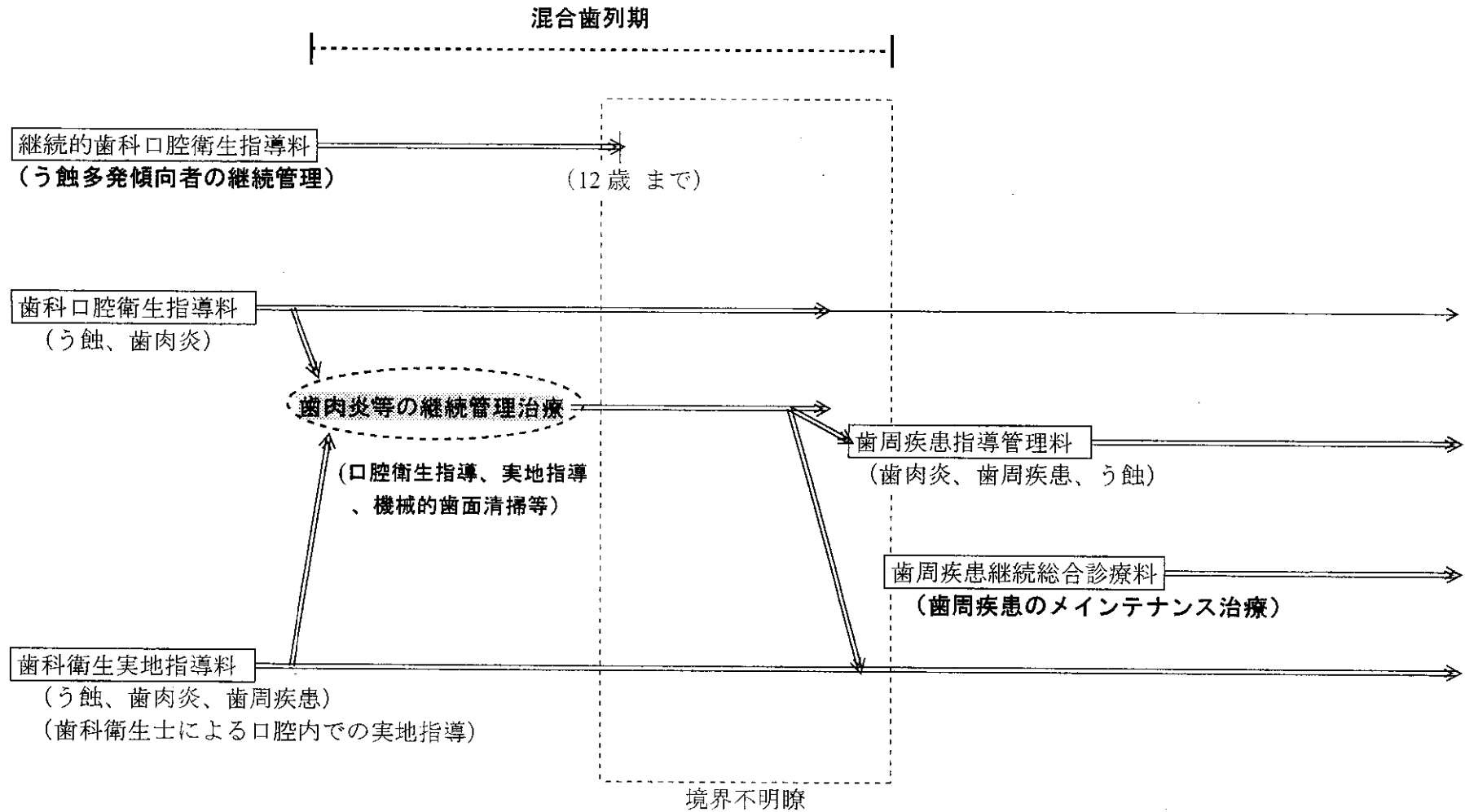
〔具体的内容〕

- ・ 歯科口腔継続管理治療診断料に基づく継続管理計画の策定により、機械的歯面清掃、指導管理等の治療管理が行われた場合の評価。
- ・ 再診料、歯科口腔衛生指導料、歯科衛生実地指導料、歯周疾患の処置等の費用を含む。
- ・ 月1回に限り算定。（3月を経過した場合は算定できない。）

う蝕や歯周疾患等の継続管理治療の方向性

乳児期	幼児期 1～5歳	学童期(小学校) 6歳～	学童期(中学校) 12歳～	学童期(高校) 15歳～	成人期 20歳～	老年期 65歳～
-----	-------------	-----------------	------------------	-----------------	-------------	-------------

5



有床義歯修理、ブリッジの装着の評価の見直し

1 現状、課題及び趣旨

- 歯科補綴物を口腔内に装着する技術として、補綴物ごとに装着料の評価が行われているところであるが、医療技術の適正評価の観点から、有床義歯修理、ブリッジにおける装着等の評価の見直しを行う。

(参考)

装着

2 欠損補綴（1装置につき）

イ.ブリッジ

(1)ワンピースキャストブリッジ

(-) 5歯以下の場合 90点

(-) 6歯以上の場合 180点

(2)その他のブリッジ 40点

ロ.有床義歯

(1)少数歯欠損 60点

(2)多数歯欠損 120点

(3)総義歯 200点

2 具体的内容

補綴物の装着の適正評価の観点から、有床義歯修理にかかる装着料の適正評価、ブリッジの支台装置ごとの装着料の包括化等を行う。

①有床義歯修理にかかる装着料等の見直し

- ・有床義歯新製の装着料と同評価である有床義歯修理の装着料について適正評価を行うとともに、有床義歯修理の評価の充実を図る。

装着

有床義歯修理

(1)少数歯欠損 点

(2)多数歯欠損 点

(3)総義歯 点

②ブリッジの支台装置ごとの装着料の包括化

- ・ブリッジの装着については、ブリッジの装着料と併せて支台装置ごとに装着料が算定できることとなっているが、装着技術の適正評価の観点から、支台装置ごとの装着料をブリッジ本体の装着料に包括化する。

平成16年度診療報酬主要改定項目 検討状況

調剤報酬

- ① かかりつけ薬剤師の役割を踏まえた情報提供・服薬管理指導等の評価
 - 薬剤服用歴管理・指導の適正評価
 - ・月初めの評価の適正化及び2回目以降の指導の充実評価
 - 薬剤情報提供の適正評価
 - ・患者に対する情報提供の推進の観点から、手帳記載内容の充実
 - 長期投薬の処方実態を踏まえた薬剤管理及び情報提供等の評価
 - ・長期投薬に伴う患者の安全性確保のための情報提供及び分割調剤の評価

- ② 保険薬局の機能に応じた調剤基本料の評価
 - 調剤基本料の区分についての見直し
 - ・現在4区分に分けられている調剤基本料の区分の見直し

- ③ 調剤技術の適正評価
 - 長期投薬の処方実態を踏まえた調剤料の見直し
 - ・長期投薬に伴う内服薬の調剤料の適正化
 - 医薬品の特性や患者の服薬状況に応じた調剤技術の評価
 - ・浸煎製剤、湯製剤、一包化製剤の評価の見直し

- ④ 在宅医療における薬剤管理指導の評価
 - 在宅終末期医療等における薬剤管理指導の評価
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数の見直し

薬剤情報提供の適正評価

(薬剤情報提供料の見直し)

1. 現状、課題及び趣旨

薬剤情報提供料1は、薬剤の名称、用法・用量、服用に際して注意すべき事項等を患者の手帳に経時的に記載するとともに、これらの事項等に関し、保険薬剤師が作成した文書又はこれに準ずるものにより情報提供を行った場合に算定できることとなっている。手帳（いわゆる「おくすり手帳」）は、患者に経時的に記載された薬歴を所持してもらうことにより、薬剤の適正使用を図るために用いられていることから、今後、かかりつけ薬局・薬剤師機能を強化し、継続的に薬剤を服用する患者にとって特に重要な相互作用（飲み合わせ）等の情報の記載を充実することにより、より一層の適正使用の推進を図る。

(参考1)

現行の点数の体系及び加算の概要

薬剤情報提供料1

15点（処方せん受付ごと）

2. 具体的内容

手帳に記載する内容の充実を図るとともに薬剤情報提供料を評価を充実させる。

○薬剤情報提供料1

点

[要件の見直し]

薬剤の相互作用並びに服用歴に基づく患者毎の重要な注意事項等の情報を記載する。

調剤基本料の区分についての見直し

(調剤基本料の見直し)

1. 現状、課題及び趣旨

1月の処方せんの受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合により、4区分に分けられている調剤基本料について見直しを行う。

(参考1)

調剤基本料 (処方せん受付1回につき)

調剤基本料 (I) a 4 9 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回以下、特定の医療機関の処方せん 70 %以下)

調剤基本料 (I) b 4 4 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回超、特定の医療機関の処方せん 70 %以下)

調剤基本料 (II) a * 3 9 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回以下、特定の医療機関の処方せん 70 %超)

調剤基本料 (II) b 2 1 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回超、特定の医療機関の処方せん 70 %超)

(*) 処方せん受付回数が月 600 回以下の場合は 4 4 点

2. 具体的内容

調剤基本料

調剤基本料A 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回以下、特定の医療機関の処方せん 70 %以下)

調剤基本料B 点

(処方せん受付回数が月 4,000 回超、特定の医療機関の処方せん 70 %超)

調剤基本料C * 点

(調剤基本料A及びB以外の場合)

(*) 相当期間において相当数の医療機関の処方せんを受け付けている場合等については 点

医薬品の特性に応じた調剤技術の評価

(浸煎剤等の技術評価の見直し)

1. 現状、課題及び趣旨

漢方薬の浸煎剤等については、当該製剤を製した場合、錠剤を粉剤して散剤を製する場合と同様に、調剤日数及び剤に基づく調剤料と自家製剤加算が算定されているが、このような製剤については、調剤日数及び剤に基づく調剤料と製された製剤の形態が必ずしも相関していないことから、調剤料と加算から成る仕組みについて見直しを行う。あわせて、同様の一包化製剤についても見直しを行う。

(参考1)

内服剤（1剤につき。3剤まで）

1 4日分以下の場合

7日目以下の部分（1日分につき） 5点

8日目以上の部分（1日分につき） 4点

（14日分の場合、63点）

1 5日分以上2 1日分以下の場合 70点

2 2日分以上3 0日分以下の場合 80点

3 1日分以上6 0日分以下の場合 90点

6 1日分以上の場合 95点

(参考2)

自家製剤加算

浸煎剤、湯剤（内服薬及び頓服薬であって乳幼児用製剤の場合） 105点

浸煎剤、湯剤（内服薬及び頓服薬であって乳幼児用製剤以外の場合） 75点

(参考3)

一包化加算（治療上の必要性が認められる場合に、2剤以上を 30点

服用時点毎に一包化） (1週間分毎)

2. 具体的内容

これら製剤の製剤化及び一包化に係る加算を廃止するとともに、調剤料として、浸煎・湯製剤及び一包化製剤を新設する。

○自家製剤加算のうち、浸煎剤、湯剤を廃止

○一包化加算を廃止

○調剤料

浸煎製剤（新設）

点

1 調剤につき算定（ただし、4 調剤以上については
算定しない）

湯製剤（新設）

点

1 調剤につき算定（ただし、4 調剤以上については
算定しない）

一包化製剤（新設）

点

一回の処方せん受付において当該製剤を製した場合
は1 調剤のみ算定（1 週間分毎）